



平成 29 年 3 月 28 日

保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の延長要件の見直し (地方公務員の「パパ・ママ育休プラス」の場合) —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、標記に関する行政相談事案を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：秋山 収 元内閣法制局長官）に諮り、平成 29 年 3 月 28 日、総務省自治行政局に改善方策のあっせんを行いました。

(要旨)

- 育児休業手当金の支給期間は、配偶者とともに育児休業する場合（「パパ・ママ育休プラス」制度）、子が 1 歳 2 か月に達する日までが原則とされている。ただし、保育の実施が行われない場合（※）には、1 歳 6 か月に達する日まで延長が可能となっている。
 - ※ 保育所への申込みを行っているが入所できない場合
- 相談者は、地方公務員であり、子が 1 歳 2 か月に達する日の属する月の月初を保育所の入所希望日として、在住する市町村に保育所の入所申込みを行ったが、入所できなかった。このため、当該市町村が発行した証明書（保育所に入所できないことの証明書）を添付して、育児休業手当金の支給期間の延長を共済組合に請求した。

しかしながら、当該共済組合から、子が 1 歳に達する日以前を保育所の入所希望日として入所申込みを行い、入所が不承諾とされていなければ、育児休業手当金の支給期間の延長は認められないとされた。

調べてみると、このような取扱いは、地方公務員の場合だけ（※※）のようであり、改善が図られるべきとの苦情が申し出られたもの

 - ※※ 雇用保険の被保険者や国家公務員の場合（パパ・ママ育休プラス制度の場合）、子が 1 歳に達する日後を保育所の入所希望日として入所不承諾とされている場合でも、育児休業給付金や育児休業手当金の支給期間の延長が認められるものとなっている。
- 本事案について行政苦情救済推進会議に付議したところ、地方公務員共済組合における支給期間の延長手続を、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にすべきとの意見が出され、その方向で改善のあっせんを行うもの

(注) 本件は、本省行政評価局行政相談課が受け付けた相談である。

(説明)

1 育児休業手当金及び育児休業給付金

育児休業中の地方公務員共済組合の組合員又は国家公務員共済組合の組合員は、所属する組合への請求により育児休業手当金が支給される。また、雇用保険の被保険者は、ハローワーク（公共職業安定所）への申請により育児休業給付金が支給される。

○ 支給期間

地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の育児休業手当金の支給期間と雇用保険の育児休業給付金の支給期間は、次のとおりとなっており、いずれも同様である。

- ① 子が1歳に達する日まで（通常の場合）。ただし、配偶者ととも育児休業するパパ・ママ育休プラスの場合、最長で子が1歳2か月に達する日まで
- ② 保育所に入所できないことを事由とする支給期間の延長は、通常の場合及びパパ・ママ育休プラスの場合ともに最長で子が1歳6か月に達する日まで可能

○ パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件

保育所に入所できないことを事由とする支給期間の延長要件は、次のとおり、地方公務員共済組合と雇用保険及び国家公務員共済組合とは相違している。

- ① 地方公務員共済組合の場合、保育所への入所申込日及び保育所の入所希望日は、子が1歳に達する日以前
- ② 雇用保険及び国家公務員共済組合の場合、保育所への入所申込日及び保育所の入所希望日は、休業終了予定日（最長で子が1歳2か月に達する日）以前

2 調査結果

- パパ・ママ育休プラスの場合、地方公務員共済組合の組合員が、雇用保険の被保険者及び国家公務員共済組合の組合員と同様、子が1歳に達した後から休業終了予定日（最長で子が1歳2か月に達する日）までの間に保育所への入所申込みを行うと、育児休業手当金の支給期間の延長が認められないケースがある。
- この原因は、次のとおり、地方公務員共済組合と雇用保険及び国家公務員共済組合とは、パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件の運用が異なることによる。
 - ① 雇用保険については、雇用保険法施行規則に規定されている通常の場合の延長要件「子が1歳に達する日後、保育が実施されない場合」の「1歳に達する日」を「休業終了予定日」とする読替規定がある。
 - ② 国家公務員共済組合については、国家公務員共済組合法施行規則に読替規定はないものの、雇用保険と同じ延長要件で運用されている。
 - ③ 地方公務員共済組合については、地方公務員等共済組合法施行規則に雇用保険のような読替規定がなく、通常の場合の延長要件(保育所への入所申込日及び入所希望日の子が1歳に達するまで)が適用されている。

(行政苦情救済推進会議の意見)

地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における育児休業手当金の支給期間の延長要件について、パパ・ママ育休プラスの仕組みに沿った運用を図る観点から、次の内容の意見があった。

- i) 延長要件の運用は、早急に雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要がある。
- ii) また、延長要件は、本来雇用保険法施行規則と同様に地方公務員等共済組合法施行規則に規定されることが正しい。

(あっせん要旨)

総務省自治行政局は、地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の支給期間の延長要件について、パパ・ママ育休プラスの仕組みに沿った運用を図る観点から、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要がある。

育児休業手当金及び育児休業給付金の支給期間の延長

1 延長要件の運用

地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の育児休業手当金並びに雇用保険の育児休業給付金の保育所に入所できないことを事由とする支給期間の延長要件の運用について、当局が確認したところでは、次のとおり、通常（子が1歳に達する日まで育児休業し、育児休業手当金又は育児休業給付金を受給）の場合、地方公務員共済組合、雇用保険及び国家公務員共済組合ともに同様であるが、パパ・ママ育休プラスの場合は、地方公務員共済組合と雇用保険及び国家公務員共済組合とでは相違している。

- ① 通常の場合の延長要件（地方公務員共済組合、雇用保険及び国家公務員共済組合いずれも同様）

保育所への入所申込日及び入所希望日は子が1歳に達する日以前であること（子が1歳に達する日以前を入所希望日とする保育所への入所申込みを行っている必要）。

- ② パパ・ママ育休プラスの場合の延長要件

地方公務員共済組合では、上記①の通常の場合と同じ延長要件が適用されるのに対し、雇用保険及び国家公務員共済組合の場合、保育所への入所申込日及び入所希望日は休業終了予定日（最長で子が1歳2か月に達する日）以前とされている。

2 パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件の運用が相違している原因

パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件の運用について地方公務員共済組合と雇用保険及び国家公務員共済組合とで相違している原因は、次のとおりである（表参照）。

- ① 雇用保険については、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）に、通常の場合の延長要件である「子が1歳に達する日後、保育が実施されない場合」の「1歳に達する日」を「休業終了予定日」とする読替規定がある。
- ② 国家公務員共済組合については、地方公務員共済組合と同じく、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）に通常の場合の延長要件である「子が1歳に達する日後」をパパ・ママ育休プラスの場合の延長要件に読み替える規定はないが、雇用保険と同じ要件で運用されている。
- ③ 地方公務員共済組合については、国家公務員共済組合と同じく、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）に読替規定がないため、通常の場合の延長要件が適用されている。

表 育児休業給付金及び育児休業手当金の延長要件及びその運用

事項		受給者別	雇用保険の被保険者	国家公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合の組合員
支給期間（通常の場合）			育児休業期間で子が1歳に達する日前まで	育児休業期間で子が1歳に達する日まで	同左
パパ・ママ育休プラスの場合			子が1歳2か月に達する日前まで	子が1歳2か月に達する日まで	同左
法における育児休業給付金又は育児休業手当金の支給期間の延長に関する規定（通常の場合）			子が1歳に達する日後1歳6か月に達する日前まで延長（雇用保険法第61条の4第1項）	子が1歳に達する日後1歳6か月に達する日まで延長（国家公務員共済組合法第68条の2第1項）	同左 （地方公務員等共済組合法第70条の2第1項）
パパ・ママ育休プラスの場合			休業終了予定日後、子が1歳6か月に達する日前まで延長（雇用保険法第61条の4第6項による同条第1項の読替え）	休業終了予定日後、子が1歳6か月に達する日まで延長（国家公務員共済組合法第68条の2第2項による同条第1項の読替え）	同左 （地方公務員等共済組合法第70条の2第2項による同条第1項の読替え）
法令における保育が実施されないことを事由とする支給期間の延長要件の規定の有無	通常の場合		1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号）	同左 （国家公務員共済組合法施行規則第111条の2第2項第1号）	同左 （地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第1号）
	パパ・ママ育休プラスの場合		1歳に達する日を休業終了予定日とする読替規定があり（雇用保険法施行規則第101条の11の3による第101条の11の2の3第1号の読替え）	通常の場合と同じ（読替規定なし）	通常の場合と同じ（読替規定なし）
育児休業給付金又は育児休業手当金の支給の申請（請求）先			ハローワーク（公共職業安定所）	各国家公務員共済組合	各地方公務員共済組合
パパ・ママ育休プラスの場合の保育が実施されないことを事由とする支給期間の延長要件の運用	保育所等の入所申込日		休業終了予定日以前	休業終了予定日以前 （注2）	子が1歳に達する日以前
	保育所等の入所希望日		休業終了予定日以前	休業終了予定日以前 （注2）	子が1歳に達する日以前
申請（請求）先の現行の延長要件（延長事由）の運用			施行規則の規定（読替規定）のとおり	施行規則に読替規定はないが、雇用保険と同様の運用	施行規則の規定のとおり（通常の場合の延長要件と同じ）

（注）1 当局の調査結果に基づき作成

2 休業終了予定日が、子が1歳2か月に達する日後である場合は、子が1歳2か月に達する日

総務省自治行政局の意見

地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の支給期間の延長要件について、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様の取扱いとなるよう検討する必要があるものと考えている。

財務省主計局への参考通知

あっせん先である総務省自治行政局においては、本件の改善について、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要があるとしていることを踏まえ、法令上の延長要件が同じである国家公務員共済組合法を所管する財務省主計局に対し、総務省自治行政局にあっせんしたことを参考通知しました。

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

構成員は、次のとおり。

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| （座長） | 秋山 收 | 元内閣法制局長官 |
| | 江利川 毅 | 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長 |
| | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授 |
| | 高橋 滋 | 法政大学法学部教授 |
| | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |
| | 南 砂 | 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長 |